

動薬協会発 158 号
令和 6 年 2 月 7 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

異常家きんを発見した場合の早期通報及び当該通報の都道府県から動物衛生課
への早期報告の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（5 消安第 6567
号）がありましたので、お知らせします。

5 消安第6567号
令和6年2月6日

別記関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

異常家きんを発見した場合の早期通報及び当該通報の都道府県から
動物衛生課への早期報告の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県家畜衛生主務部長宛て通知しましたので、御了知いただき、家畜伝染病の発生予防対策及び円滑なまん延防止対策の実施に御協力をお願いします。

また、貴職におかれましては、傘下会員に周知し注意喚起を図っていただきますようよろしくをお願いします。

(別記)

- 一般社団法人 日本養鶏協会会長 殿
- 一般社団法人 日本食鳥協会会長 殿
- 一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長 殿
- 一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長 殿
- 国産鶏普及協議会会長 殿
- 日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長 殿
- 全国養鶏経営者会議会長 殿
- 日本成鶏処理流通協議会会長 殿
- 一般社団法人日本卵業協会会長 殿
- 全国たまご商業協同組合理事長 殿
- 全国鶏卵加工協議会会長 殿
- 一般社団法人日本伝書鳩協会会長 殿
- 一般社団法人 日本鳩レース協会会長 殿
- 日本オーストリッチ協議会会長 殿
- 日本オーストリッチ事業協同組合組合長 殿
- 豊橋養鶉農業協同組合組合長 殿
- 公益社団法人 中央畜産会会長 殿
- 全国農業協同組合中央会会長 殿
- 全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
- 一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿
- 一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長 殿
- 公益社団法人 日本獣医師会会長 殿
- 公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿
- 一般財団法人 畜産環境整備機構理事長 殿
- 協同組合日本飼料工業会会長 殿
- 公益社団法人 畜産技術協会会長 殿
- 一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長 殿
- 全国精麦工業協同組合連合会会長 殿
- 全国飼料卸協同組合理事長 殿
- 全国飼料輸入協議会会長 殿
- 日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長 殿
- 全国食肉事業協同組合連合会会長 殿
- 全国食肉業務用卸協同組合連合会会長 殿
- 公益財団法人日本食肉流通センター理事長 殿

写

5 消安第6567号
令和6年2月6日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

異常家きんを発見した場合の早期通報及び当該通報の都道府県から動物衛生課への早期報告の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合の提言を踏まえた防疫対策の徹底について」（令和5年12月20日付け5消安第5530号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等の累次の通知により、農場における異常家きんの早期発見・早期通報の徹底の指導をお願いしているところです。

このような中、今シーズンのこれまでの本病発生事例の中で、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第13条の2第1項の規定による家きんの所有者、獣医師等から家畜保健衛生所への異常家きんを発見した旨の通報（以下「異常家きんの通報」という。）が速やかに行われなかった事例や、同条第4項の規定による都道府県から農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）への異常家きんの通報があった旨の報告（以下「異常家きん発生の報告」という。）が、当該通報が都道府県にあった時点ではなく、当該通報を受けて都道府県が実施した簡易検査の結果が陽性となった時点で初めて行われた事例がみられました。

このようなことは、本病の疑似患者の発生が確認された農場の周辺の地域（当該農場が所在する都道府県に隣接する都道府県の区域を含む。）への本病のまん延を助長する原因となりかねず、迅速・円滑な初動防疫に支障を及ぼすことから、下記について改めて徹底いただき、初動防疫の確実な実施体制を確保いただきますようお願いいたします。

記

1 家きんの所有者等への早期通報の周知徹底

家きんの所有者、獣医師等は、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること（家きんの飼養

管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外による事情が明らかな場合を除く。以下「特定症状」という。)を確認した場合には、遅滞なく異常家きんの通報を行うことが義務付けられているところ。

このような中、特定症状が確認されていたものの、他の疾病の検査、治療等により、異常家きんの通報が遅滞なく行われなかった事例が確認されていることから、家きんの所有者、飼養衛生管理者、農場の診療に関わる獣医師等に対し、以下の点についての周知を徹底すること。

- (1) 日々の健康観察を行い、特定症状や、通常みられない産卵率の低下、沈うつ等の異状がみられた場合には、必ず、早期に家畜保健衛生所への通報を行うこと。また、獣医師の診断等により他の疾病が疑われる場合であっても、本病の可能性を否定できない場合は、家畜保健衛生所に相談すること。
- (2) 異常家きんの通報が遅滞することにより、本病の周辺農場へのまん延防止に支障を及ぼすこと。また、当該通報の遅滞があった場合には、法第 58 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書の規定により、患畜等に係る手当金及び特別手当金の全部又は一部の減額措置が講じられることになること。

2 遅滞のない異常家きん発生の報告の実施

動物衛生課では、防疫対応方針の伝達、防疫資材・応援要員の調整、疫学調査チームの派遣、病性判定に係る専門家との調整、他省庁への連絡等を行っており、異常家きん発生の報告が遅滞した場合には、本病の疑似患畜確定時に向けた準備が著しく阻害されることとなるとともに、確定後に迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができなくなることから、異常家きんの通報があった場合には、家畜防疫員の農場への立入り前に、遅滞なく、異常家きん発生の報告を行うこと。

以上